

奈良県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第三号

奈良県税条例の一部を改正する条例

第一条 奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「によつて」を「により」に改める。

第二十六条の五の二第二項中「第四十五条の三の二第二項」を「第四十五条の三の二第三項」に、「第三百十七条の三の二第二項」を「第三百十七条の三の二第三項」に改める。

第三十条第一項第四号中「報償金」を「報奨金」に改める。

第三十六条の二第一項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第三項中「行なう」を「行う」に改める。

第五十六条の五第一項第一号ア(2)中「百分の六十五」を「百分の七十」に改め、同号イ(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同号ウ中「二・五トン」を「三・五トン」に改め、同号エ中「二・五トン」を「三・五トン」に、「トラック」を「バス」に改め、同号エ(1)中「二分の一」を「四分の三」に改め、同号エ(1)中「四分の一」を「二分の一」に改め、同号エ(2)中「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十」を「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」に改め、同号オ中「二・五トンを超え」及び「バス又は」を削り、同号オ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値」を「基準エネルギー消費効率であつて令和四年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和四年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十五を乗じて得た数値（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、令和四年度基準エネルギー消費効率）」に改め、同号カ中「バス又は」を削り、同号カ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項第二号ア(2)中「百分の六十五」を「百分の七十」

に改め、同号イ(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同項第三号ア(2)中「百分の六十五」を「百分の七十」に改め、同号イ(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同号オ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五」を「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十」に改め、同号オを同号キとし、同号エ中「バス又は」を削り、同号エ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号エを同号カとし、同号ウ中「バス又は」を削り、同号ウ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ウを同号オとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので
施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(二) 平成三十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状

物質の排出量が平成三十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので
施行規則で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

第五十六条の五第二項第一号ア中「乗用車」を「営業用の乗用車」に改め、同号イ中「車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラック」を「家用の乗用車」に改め、同号イ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十」に改め、同号イに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第五十六条の五第二項第一号ウ中「二・五トンを超え」及び「又はトラック」を削

り、同号ウ(1)中「二分の一」を「四分の三」に改め、同号ウ(1)(2)中「四分の一」を「二分の一」に改め、同号ウ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号エ中「バス又は」を削り、同号エ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。

第五十六条の五第二項第二号を次のように改める。

二 次に掲げる石油ガス自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
の

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
第五十六条の五第二項第三号ア中「乗用車」を「営業用の乗用車」に改め、同号イを次のように改める。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
の

(1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
第五十六条の五第二項第三号エ(2)中「以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「バス又は」を削り、同号ウ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので
施行規則で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第五十六条の五第四項中「からエまで」を「イ及びオ」に、「及びイ」を「イ及びエ」に改め、同項の表第一項第一号ア(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の百四十一」を「百分の百五十一」に改め、同表第一項第一号イ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百六十二」を「百分の百七十三」に改め、同表第一項第一号イ(3)及びウ(2)の項中「及びウ(2)」を削り、同表第一項第一号エ(2)の項中「第一項第一号エ(2)」を「第一項第一号オ(2)」に、「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。に百分の百二十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率)」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五を乗じて得た数値)」に改め、同表第二項第一号イ(2)の項中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十」に、「百分の百四十四」を「百分の百五十一」に改め、同表に次のように加える。

第二項第一号 イ(3)	令和二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第二項第一号 エ(2)	令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十七

第五十六条の五第五項中「第二号及び第三号ア」を「及びイ、第二号並びに第三号ア及びイ」に改め、同項の表第一項第一号ア(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の九十四」を「百分の百二」に改め、同表第一項第一号イ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百九」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第二号ア(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の九十四」を「百分の百二」に改め、同表第一項第二号イ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百九」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第三号ア(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の九十四」を「百分の百二」に改め、

同表第一項第三号イ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百九」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第一号ア(2)、第二号イ及び第三号ア(2)の項中「、第二号イ及び第三号ア(2)」を削り、同表に次のように加える。

第二項第一号 イ(2)	令和十二年度基準エネルギー 消費効率に百分の七十	令和二年度基準エネルギー消 費効率に百分の百二
第二項第二号 ア(2)	令和十二年度基準エネルギー 消費効率に百分の六十	令和二年度基準エネルギー消 費効率に百分の八十七
第二項第二号 イ(2)	令和十二年度基準エネルギー 消費効率に百分の七十	令和二年度基準エネルギー消 費効率に百分の百二
第二項第三号 ア(2)	令和十二年度基準エネルギー 消費効率に百分の六十	令和二年度基準エネルギー消 費効率に百分の八十七
第二項第三号 イ(2)	令和十二年度基準エネルギー 消費効率に百分の七十	令和二年度基準エネルギー消 費効率に百分の百二

附則第七条の三の五中「附則第七条第十四項」を「附則第七条第十五項」に、「附則第七条第十五項」を「附則第七条第十六項」に改める。

附則第八条第一項中「附則第九条の二第一項」を「附則第八条第一項」に、「附則第九条の二第二項」を「附則第八条第二項」に改め、同条第二項中「附則第九条の三第一項」を「附則第九条第一項」に、「附則第九条の三第二項」を「附則第九条第二項」に改める。

附則第八条の九第一項中「によつて」を「により」に改め、同項の表中「平成三十年三月三十一日」を「法附則第十二条の二の七第一項に規定する日」に改める。

第二条 奈良県税条例の一部を次のように改正する。

第五十六条の五第一項中「又は第三項」を「から第四項まで」に改め、同項第一号ア(2)中「百分の七十」を「百分の八十」に改め、同号イ(2)中「百分の八十」を「百分

の八十五」に改め、同項第二号ア(2)中「百分の七十」を「百分の八十」に改め、同号イ(2)中「百分の八十」を「百分の八十五」に改め、同項第三号ア(2)中「百分の七十」を「百分の八十」に改め、同号イ(2)中「百分の八十」を「百分の八十五」に改め、同号キ(2)中「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十を乗じて得た数値」を「基準エネルギー消費効率であつて令和七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和七年度基準エネルギー消費効率」という。）に改め、同条第二項中「又は第五項」を「から第六項まで」に改め、同項第一号ア(2)中「百分の六十」を「百分の七十」に改め、同号イ(2)中「百分の七十」を「百分の七十五」に改め、同項第二号ア(2)中「百分の六十」を「百分の七十」に改め、同号イ(2)中「百分の七十」を「百分の七十五」に改め、同項第三号ア(2)中「百分の六十」を「百分の七十」に改め、同号イ(2)中「百分の七十」を「百分の七十五」に改め、同号オ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五」を「令和七年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同条第三項中「又は第五項」を「から第六項まで」に改め、同条第四項の表第一項第一号ア(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百五十一」を「百分の百七十三」に改め、同表第一項第一号イ(2)の項中「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百七十三」を「百分の百八十四」に改め、同表第二項第一号ア(2)の項中「百分の六十」を「百分の七十」に、「百分の百三十」を「百分の百五十一」に改め、同表第二項第一号イ(2)の項中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の百五十一」を「百分の百六十二」に改め、同条第五項の表第一項第一号ア(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第一号イ(2)の項中「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百十六」を「百分の百二十三」に改め、同表第一項第二号イ(2)の項中「百分の八十」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第三号ア(2)の項中「百分の百十六」を「百分の百二十三」に改め、同表第一項第三号イ(2)の項中「百分の八十」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第三号ア(2)の項中「百分の八十」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第三号イ(2)の項中「百分の八十」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第三号ア(2)の項中「百分の六十」を「百分の七十」

に、「百分の八十七」を「百分の百二」に改め、同表第二項第一号イ(2)の項中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の百二」を「百分の百九」に改め、同表第二項第二号ア(2)の項中「百分の六十」を「百分の七十」に、「百分の八十七」を「百分の百二」に改め、同表第二項第二号イ(2)の項中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の百二」に改め、「百分の百九」に改め、同表第二項第三号ア(2)の項中「百分の七十」に、「百分の八十七」を「百分の百二」に改め、同表第二項第三号イ(2)の項中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の百二」を「百分の百九」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第一項(第三号キに係る部分に限る。)及び第二項(第三号オに係る部分に限る。)の規定は、令和七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、第一項第三号キ(2)中「基準エネルギー消費効率であつて令和七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和七年度基準エネルギー消費効率」という。)」とあるのは「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項第三号オ(2)において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十を乗じて得た数値」と、第二項第三号オ(2)中「令和七年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」とあるのは「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五」と読み替えるものとする。

附則第八条の十一第一項及び第八条の十二中「又は第五項」を「から第六項まで」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定(奈良県税条例第二十六条の五の二及び第五十六条の五の改正規定を除く。) 公布の日

二 第一条中奈良県税条例第二十六条の五の二の改正規定 令和七年一月一日

三 第二条及び次条第二項の規定 令和七年四月一日

(自動車税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の奈良県税条例第五十六条の五の規定は、この条例の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割については、適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 第二条の規定による改正後の奈良県税条例第五十六条の五の規定は、前条第三号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。